

第 18 号議案

中野区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 31 年 2 月 26 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

平成 31 年度における第 1 号被保険者に係る保険料率等の軽減措置を定めるとともに、介護保険法施行令の改正に伴い規定を整備する必要がある。

中野区介護保険条例の一部を改正する条例

中野区介護保険条例（平成12年中野区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成31年度における、別表1の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の45を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は30,900円を超えない範囲内において規則で定める額とし、同表2の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の60を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は41,200円を超えない範囲内において規則で定める額とし、同表3の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の70を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は48,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第18条第1項中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第15条第3項の規定は、平成31年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。